

令和8年度 まちづくり市民活動助成金の対象事業を募集します!

まちづくり市民活動助成金とは

地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的とした活動に対し支援する制度です。

対象事業

事業区分	補助率等	助成限度額
地域づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域の安全、防犯等に関する事業 地域住民の健康または福祉の増進に関する事業 レクリエーションなどの地域コミュニケーションに関する事業 地域のさまざまな課題を自主的に解決するために創意と工夫をもって取り組む事業 	必要な経費のうち3分の2以内の額または30万円のいずれか低い方	3か年事業：60万円
地域活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度事業テーマ「出会いの創出」 市内外からの集客を目的に創意と工夫をもって取り組む事業 市民交流を促進するために効果的な事業 地域資源を効果的に活用した個性的なまちづくり事業 	必要な経費のうち3分の2以内の額または30万円のいずれか低い方	単年度事業：30万円 2か年事業：45万円 3か年事業：60万円

※交付決定後（概ね6月上旬）から翌年3月まで（令和8年度中）に行う事業が対象です。

応募の手続き

応募締切 4月30日（木）

提出書類 笠間市まちづくり市民活動助成金申請希望調書、
団体説明書、活動写真など

※応募要項や必要書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※申請団体の代表者から事業内容についてプレゼンテーションをしていただき、審査します。審査会は5月中下旬、結果通知は6月上旬の予定です。



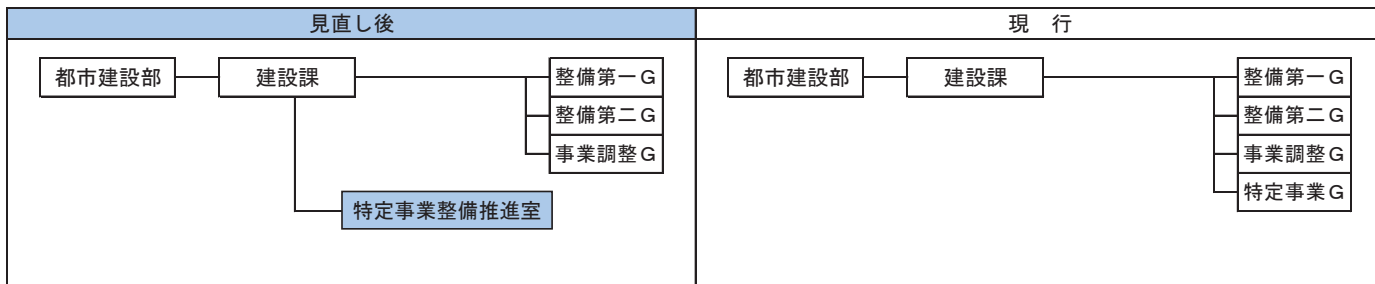
詳しくはこちら

申・問 総務課（内線 132）

令和8年度 行政組織機構の見直しについて

都市建設部建設課の「特定事業グループ」を「特定事業整備推進室」に変更します。

現在「特定事業グループ」で整備を進めている笠間PAスマートIC整備事業の早期供用開始をめざすとともに、渋滞対策事業、通学路安全対策としての歩道整備事業を推進するため、「特定事業整備推進室」を設置し、事業の効率化を目指します。



問 人事課（内線 551）